第八章第三十を同第三十一とする。

第九章第三十三を同第三十四とし、同第三十二の一中「資料（」の次に「研究に用いられる試料・情報の提供に関する記録を含む。」を加え、同五中「連結可能匿名化」を「匿名化」に改め、「同様とする。」の次に「また、試料・情報を提供する場合は提供をした日から3年を経過した日までの期間、試料・情報の提供を受ける場合は当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。」を加え、同六中「被験者等から取得された試料及び情報等」を「試料・情報等」に、「匿名化されるよう」を「特定の個人を識別することができないようにするための適切な措置が講じられるよう」に改め、同第三十二を同第三十三とし、同第三十一を同第三十二とする。

第十章第三十六を同第三十七とし、同第三十五を同第三十六とし、同第三十四を同第三十五とする。

附　則

1　この告示は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の遺伝子治療等臨床研究に関する指針（以下「新遺伝子指針」という。）第二の四に規定する研究責任者その他の関係者は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新遺伝子指針の規定による研究計画書の作成、変更その他の必要な準備行為をすることができる。

3　施行日前になされた本人の個人情報（新遺伝子指針第二の十七に規定する個人情報をいう。）の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新遺伝子指針第二十二の六による個人情報の海外にある者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、当該同意があったものとみなす。

○農林水産省告示第五百五十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、沖合底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十九年四月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数

操業区域	漁業の方法	総トン数 旧トン数	総トン数 新トン数	隻数	備考（階層名）
一　操業区域（別記一の操業区域をいう。以下同じ。）の1	一そうびき	一五トン以上八五トン未満	一五トン以上一二六トン未満	一一	
二　操業区域の2及び3	一そうびき	一五トン以上八五トン未満	一五トン以上一二六トン未満	八	
三　操業区域の2及び4	一そうびき	一五トン以上八五トン未満	一五トン以上一二六トン未満	二一	
四　操業区域の5から7まで及び28	一そうびき	一五トン以上八五トン未満	一五トン以上一二六トン未満	一二	
五　操業区域の5、7及び28	一そうびき	一五トン以上八五トン未満	一五トン以上一二六トン未満	三	
六　操業区域の5及び9	一そうびき及び二そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	一	
七　操業区域の5及び28	一そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	一	
八　操業区域の8及び9	一そうびき及び二そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	一一	
九　操業区域の10	一そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	二	
九　操業区域の10	一そうびき及び二そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一	
十　操業区域の11	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	三	(一)
十　操業区域の11	一そうびき及び二そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	一	(二)
十　操業区域の11	一そうびき及び二そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	一七	(一)
十　操業区域の11	一そうびき及び二そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	一	(二)
十一　操業区域の12	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	二八	(一)
十一　操業区域の12	一そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	二〇	(二)
十二　操業区域の12の3	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	五	
十三　操業区域の14	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一	
十四及び13　操業区域の14、17	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一	
十五　操業区域の14及び17	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一	
十六及び13　操業区域の15、17	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	二	